

第2次甲賀市環境基本計画

(改訂版)

令和3年10月

甲 賀 市

～ 目 次 ～

第1章 環境基本計画の基本事項	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 環境を取り巻く状況	4
1. 国内外の環境の状況	4
2. 国や県の環境政策の動向	9
3. 甲賀市の環境の状況	10
4. 第1次甲賀市環境基本計画の成果・課題	18
5. 第2次甲賀市環境基本計画前半の取り組みと課題	19
6. 甲賀市の環境特性	20
第3章 目指すべき甲賀市の環境	21
1. 目指すべき甲賀市の環境像	21
2. 環境像を実現するための基本方針	21
第4章 基本方針に基づく取り組み	23
その一 豊かな自然と共に快適に生活できるまち	24
その二 地球環境への優しさが溢れるまち	26
その三 誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち	28
目標指標	30
第5章 計画を進めるために	32
1. 計画推進の仕組み	32
2. 計画の進行管理	33



1 計画の目的

本市では、平成21年（2009年）3月に「甲賀市環境基本計画（第1次甲賀市環境基本計画）」を策定、また、平成23年（2011年）3月には「甲賀市地域新エネルギー※1ビジョン」を策定し、環境に配慮したまちづくりの実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、環境を取り巻く状況は近年大きく変化しており、地球温暖化※2の進行に起因する気候変動、国のエネルギー政策の変化、生物多様性※3の危機から、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの身近な問題まで複雑化、多様化しており、刻々と変化する社会情勢や環境の状況を踏まえた新たな対策が必要となっています。

また、本計画の中間年にあたる令和2年（2020年）10月に、国は令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言されています。

本市では、平成29年（2017年）7月に「第2次甲賀市環境基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本市の恵まれたすばらしい環境を将来の世代に継承していくため、SDGs※4や滋賀県の進めるMLGs※5の取り組みを推進し、複合的な課題に対し統合的に解決を図る取り組みを進めながら、世界的動向も視野に入れ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を、強い意志と協働により築くことを目指します。

※1新エネルギー

永続的に利用することができる再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」では、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されている。

※2地球温暖化

石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表面から放出された赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。

※3生物多様性

特定の範囲に生息・生育する生物の多様さの程度で、さまざまな生息・生育環境がある「生態系の多様性」、さまざまな生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。

※4SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年に国連加盟国193か国の合意により策定。17の目標と169のターゲットで構成されている。

※5MLGs

マザーレイクゴールズ（MLGs）。SDGsの目標をより身近にするために滋賀県が琵琶湖を切り口として定めた目標。13のゴールが設定されている。

2 計画の位置付け

本計画は、「第2次甲賀市総合計画」の将来像を環境面から実現するための環境施策の最上位計画であり、甲賀市環境基本条例第7条に基づき策定します。

「第1次甲賀市環境基本計画」では、「甲賀市地域新エネルギービジョン」を別途策定していましたが、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの必要性がますます高まっていることを踏まえ、新エネルギーの利活用の推進を環境基本計画の大きな柱として長期的に取り組む必要があるため、本計画では、「甲賀市地域新エネルギービジョン」を包括することで、効果的に進行管理を図ります。

また、国の「第五次環境基本計画」及び「第五次滋賀県環境総合計画」等との整合を図るとともに、市が策定するその他の環境に関する計画等とも相互に連携を図ります。

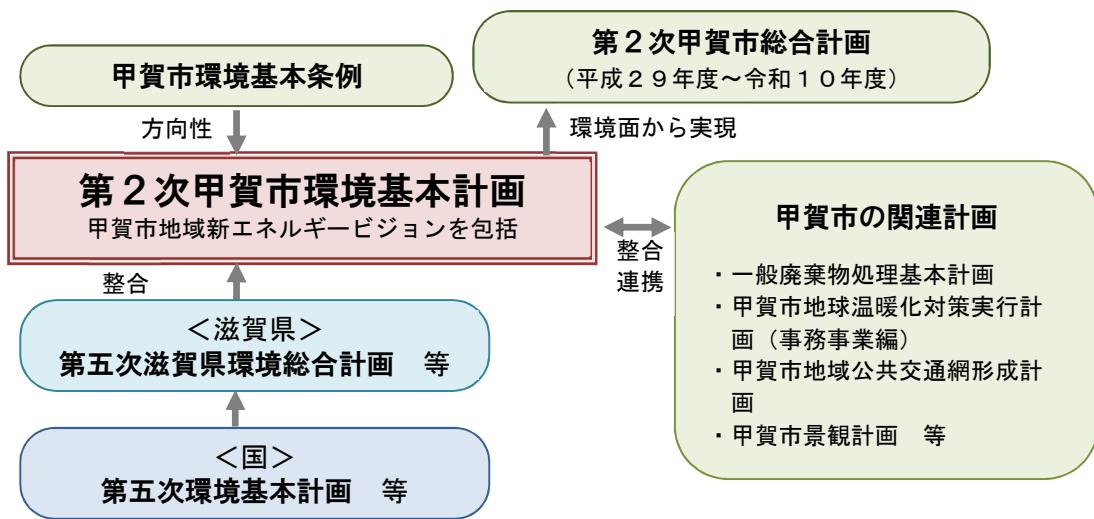


図1 本計画の位置付け

上位計画（第2次甲賀市総合計画）における環境に関する取り組み

行政運営における最上位計画であり、平成29年度から12年間の将来のまちの姿と、その実現のためのまちづくりの基本的な構想及び取り組むべき施策を示しています。環境面においては、社会システムやライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが重要であり、環境・資源・エネルギーの分野でも、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた「新しい豊かさ」を意識した取り組みを進めています。

第2次甲賀市総合計画（第2期基本計画）抜粋

「新しい豊かさ」を追求する視点

1. 自然と調和のとれたセンスのある景観づくり
2. 「自分らしく」誇りと逞しさ養う次世代教育
3. アフターコロナを見据えた医療体制の充実
4. 誰にも居場所がある支え合いの福祉
5. スマートシティ、スマート自治体による利便性の向上
6. 時代を超えた歴史、文化、芸術に包まれた豊かな暮らし
7. ローカル経済による支え合いと安全な消費づくり
8. 都市部とのアクセスメリットを活かした便利なゆっくり暮らし
9. 若者層が挑戦できるまちづくり
10. 誰もが移動しやすい市内交通ネットワーク環境

③ 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）～令和6年度（2024年度）までの8年間とし、環境を取り巻く変化に適切に対応していくため、中間年で見直しを行います。

第2次甲賀市総合計画（平成29年度～令和10年度）：12年間

第2次甲賀市環境基本計画（平成29年度～令和6年度）：8年間

次期計画

4年（平成29年度～令和2年度） → 4年（令和3年度～令和6年度）

※中間年で見直し ※令和3年10月

図2 本計画の期間

④ 計画の対象

（1） 対象地域

甲賀市全域を対象とします。ただし、市域を越えた取り組みを必要とする課題は、周辺地域等も含めて対象とします。

（2） 対象主体

本計画の主体は市民・事業者・市とし、それぞれが役割を分担し、協働・連携で進めることとします。

（3） 環境の範囲

地域的なものから地球規模まで、幅広い環境要素とします。

分野	環境の要素
生活環境	大気、水質、土壤、騒音、振動、悪臭、光害、景観、ごみ対策など
自然環境	森林、農地、水辺、緑地、生態系、生物多様性など
地球環境	地球温暖化、新エネルギー、省エネルギー、オゾン層など

■環境の範囲と対象地域（対象地域：甲賀市全域+周辺地域）



図3 環境の範囲と対象地域



1 国内外の環境の状況

(1) 地球温暖化の進行

地球温暖化の進行により、我が国でも平均気温は上昇傾向にあり、猛暑日や大雨の発生回数の増加による被害が発生するなど、さまざまな自然災害への懸念が拡がっており、私たちの生活を揺るがしかねないリスクとなっています。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス^{*1}の排出の抑制に加えて、気候変動の影響に対する「適応」を進めることが必要であることから、平成27年(2015年)12月には、平成32年(2020年)以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、産業革命前からの世界の平均気温上昇を「2度未満」に抑え、さらに気候変動に脆弱な国々への配慮から「1.5度未満」を目指し努力することなどを含めた取り組みが定められました。日本でも、平成42年度(2030年度)には平成25年度(2013年度)比温室効果ガス排出量26.0%減の目標設定が示されたことから、その達成に向けて、国、地方公共団体、事業者、国民等が温室効果ガスの排出を自分ごととして捉え、その削減に向けた取り組みを進めてきましたが、令和2年(2020年)の気候非常事態宣言、カーボンニュートラル宣言を踏まえ、更なる取り組みが必要となっています。

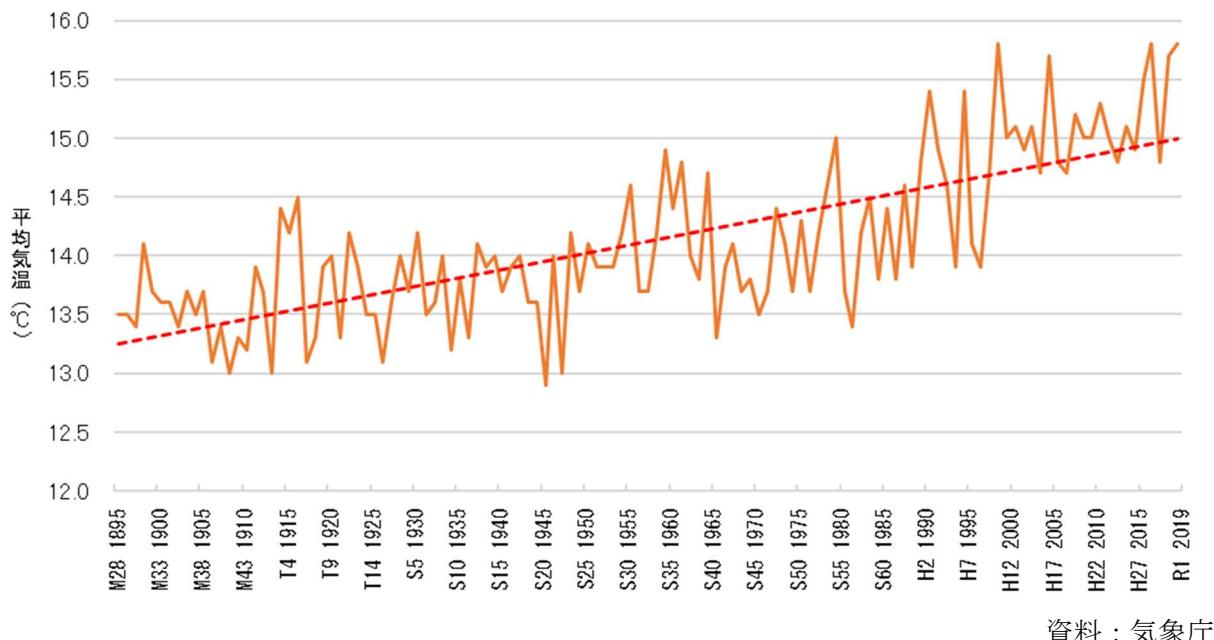
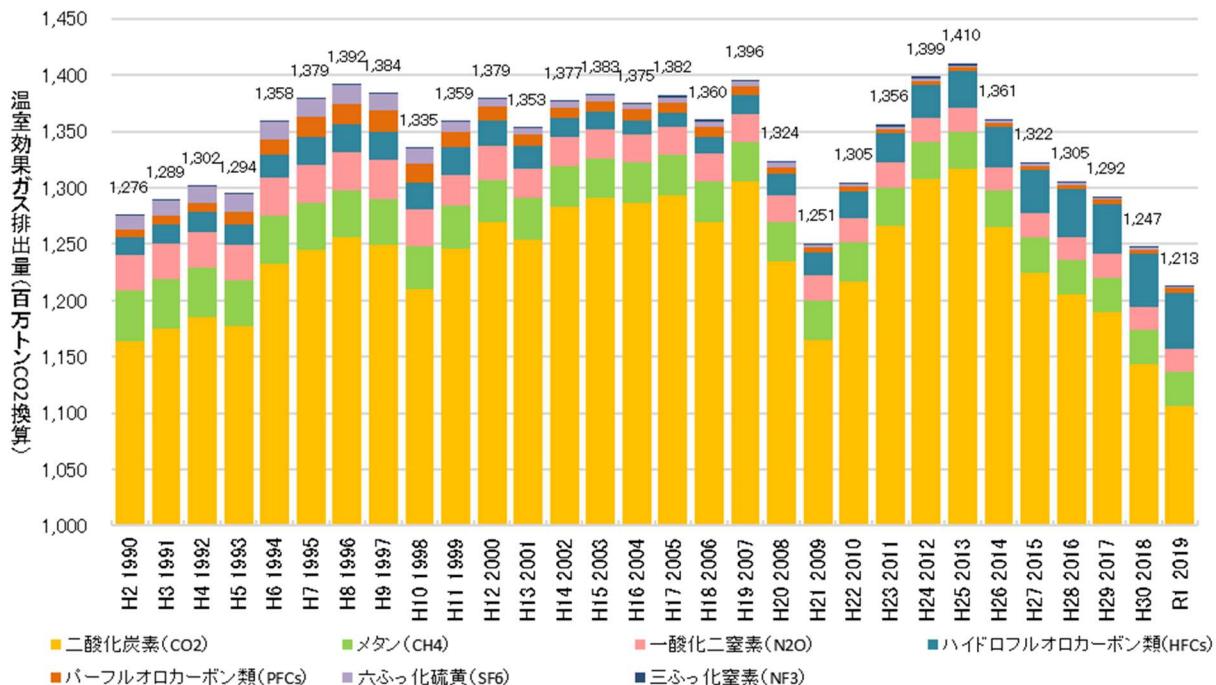


図4 彦根地方気象台の平均気温の推移

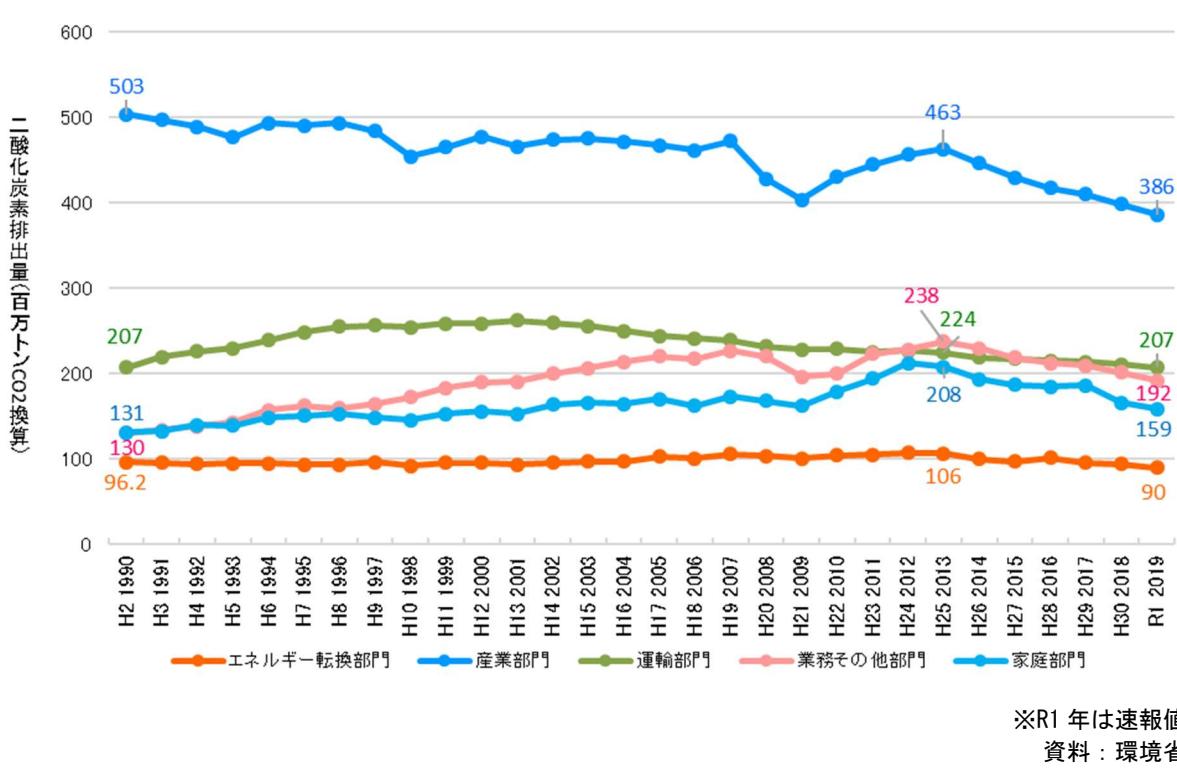
*1 温室効果ガス

地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称で、地球温暖化の主な原因とされている。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄に、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の改正により三フッ化窒素が追加され、7物質が温室効果ガスとして削減の対象となっている。



※R1は速報値
資料：環境省

図5 我が国の温室効果ガス排出量の推移



※R1年は速報値
資料：環境省

図6 我が国部門別二酸化炭素排出量の推移

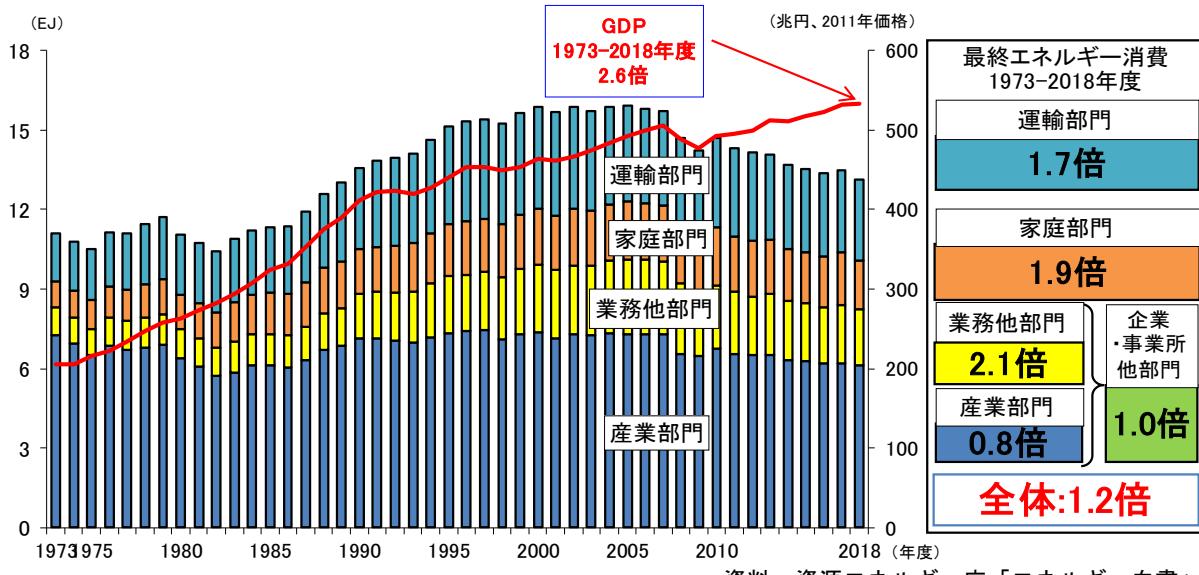


図7 最終エネルギー消費と実質GDPの推移

(2) 東日本大震災に起因する環境の変化

平成23年（2011年）3月の東日本大震災の発生及び福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力発電所の停止により、電力需給ひっ迫の懸念や化石燃料への依存度の高まりによる温室効果ガスの増大、電力・エネルギーへの安全性の確保といったさまざまな課題が浮き彫りになり、国民のエネルギー問題や環境への意識が変わりつつあります。

安全性、安定供給、経済効率性等の観点から、原子力発電に依存しない新たなエネルギー・システムの構築への早急な対応が求められています。

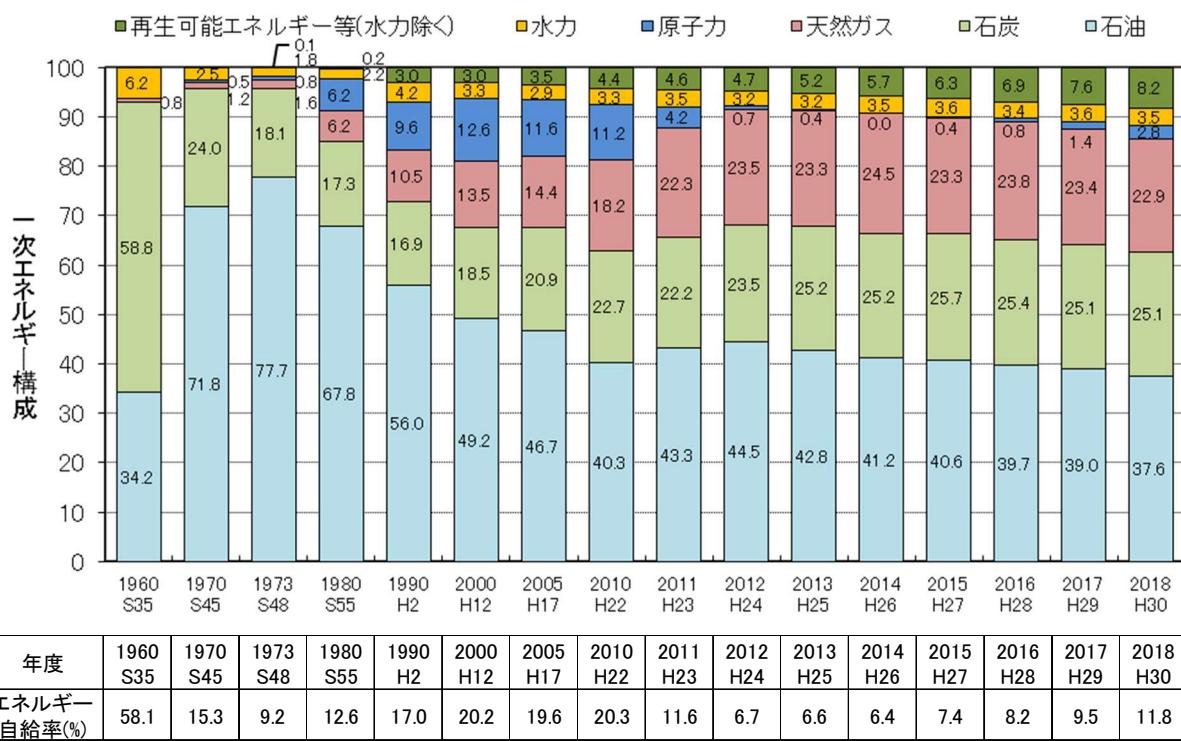


図8 我が国のエネルギー国内供給構成及びエネルギー自給率の推移

(3) 循環型社会^{*1}の構築

経済発展がもたらした今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会は、ごみ処理や資源利用に伴うさまざまな問題を増大させています。

平成21年（2009年）6月に制定された「バイオマス^{*2}活用推進基本法」に基づき、平成22年（2010年）12月に「バイオマス活用推進基本計画」が策定され、バイオマス活用に向けた取り組み体系の整備が進んでいます。

また、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画^{*3}」では、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環など、持続可能な社会づくりとの統合等が示されました。

(4) 生物多様性の危機

都市開発、森林や農地の荒廃、外来種の移入、地球規模の気候変動等は生物の生息・生育環境の悪化をもたらし、我が国においても、野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しているなど生物多様性は大きな危機に直面しています。

平成22年（2010年）に愛知県内で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」が採択されたことを受け、我が国では、平成24年（2012年）9月に「生物多様性国家戦略^{*4}2012-2020」が閣議決定されました。

これにより、「愛知目標」の達成に向けた国のロードマップを示すとともに、東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした昨今の社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係をいま一度見つめ直し、今後の自然共生社会^{*5}の実現に向けた方向性が示されました。

***1循環型社会**

「自然共生社会」、「低炭素社会」とともに、「持続可能な社会」の一側面として定義される。社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、新たに採取する資源をできるだけ少なくして、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

***2バイオマス**

化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機性資源で、廃棄物系バイオマスとしては、破棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用がある。

***3第四次循環型社会形成推進基本計画**

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。平成15年（2003年）に第一次計画、平成20年（2008年）に第二次計画、平成25年（2013年）に第三次計画、平成30年（2018年）に第四次計画が策定された。

***4生物多様性国家戦略**

生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的戦略あるいは計画のこととで、締約国はその状況と能力に応じて作成することとされている。日本では、平成7年（1995年）10月に、政府の生物多様性保全の取り組み指針として「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が決定した。これまでに4回の改定が重ねられ、最近の「生物多様性国家戦略2012-2020」は平成22年（2010年）の生物多様性条約第10回締結国会議で採択された愛知目標の達成を目指している。

***5自然共生社会**

「低炭素社会」、「循環型社会」とともに、「持続可能な社会」の一側面として定義される。生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿うかたちで農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、またさまざまな自然との触れ合いの場や機会を確保することによって自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

(5) 水循環と雨水利用の推進

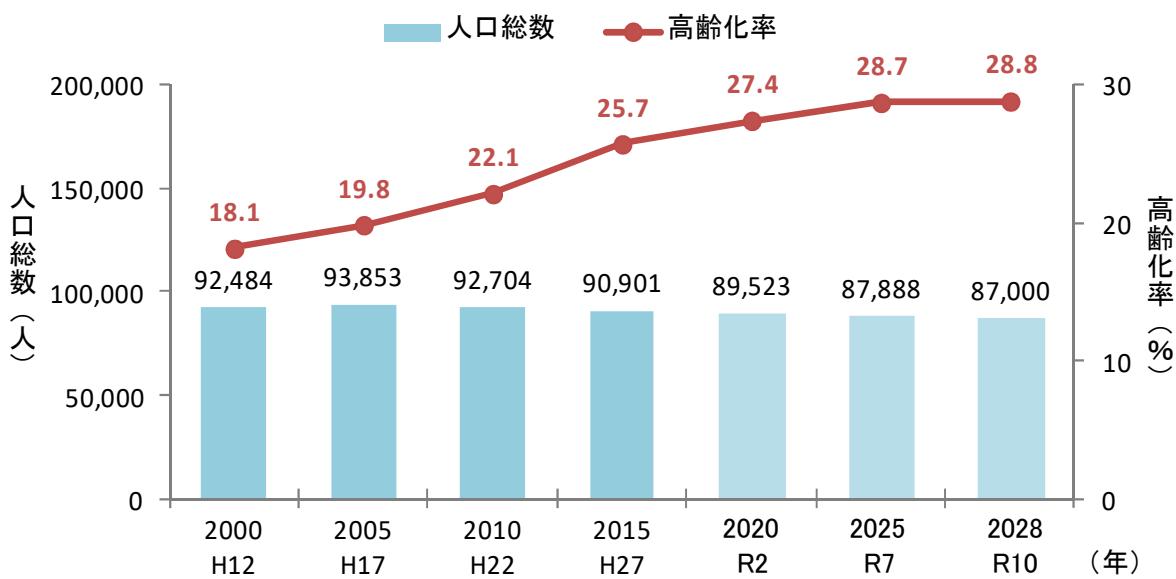
平成26年（2014年）5月に施行された「雨水の利用の推進に関する法律」により地域の自然的・社会的条件に応じた雨水の利用の推進が、また、平成26年（2014年）7月施行の「水循環基本法」に基づき策定された「水循環基本計画」により、水循環に関する地方公共団体の責務が定められました。

さらに、平成27年（2015年）9月に施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において、「国民的資産」と位置付けられた琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、平成28年（2016年）4月に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定めされました。琵琶湖と人との共生を基調とし、基本方針で定められた「共感」、「共存」、「共有」が重要であるとの認識のもと、県でも「琵琶湖保全再生施策に関する計画」が策定され、市でも、水質汚濁の防止や森林の整備・保全等、多様な主体の取り組み、県や他自治体との連携が求められることになります。

(6) 人口構造の変化への対応

日本全体で人口減少社会に突入しており、本市においても、平成16年（2004年）以降人口は年々減少傾向にあり、高齢化も年々進行することが予想されます。（図9）

人口が減少し高齢化が進むことで、単身高齢者世帯の増加に伴うエネルギー使用の増加や農林水産業の担い手の減少による里地里山の荒廃が懸念されるなど、環境保全にも大きな影響を及ぼすと考えられます。



資料：H12～H27は国勢調査、R2～R7以降は甲賀市人口ビジョン、R10は甲賀市総合計画

图9 甲賀市の人団及び高齢化率の動態と将来予測

2 国や県の環境政策の動向

(1) 国の動向

平成30年（2018年）4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、情報通信技術・科学技術を最大限に活用し、経済成長を続けながら環境負荷を最小限にとどめ健全な「循環」を実現するとともに、自然と人間や地域間の「共生」を図り、「低炭素」社会をも実現する循環共生型の社会が目指すべき持続可能な社会の姿であると位置付けています。

また、COP21で採択された「パリ協定」を踏まえ、平成28年（2016年）5月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、平成42年度（2030年度）に2013年度比で温室効果ガス26.0%減とする中期目標に加え、平成62年（2050年）までに80.0%減を目指すとの長期目標を新たに掲げ、その目標達成のため、再生可能エネルギーの最大限の導入や安全が確認された原子力発電所の再稼働に加えて、水素エネルギーの活用や石炭・石油から天然ガスへのシフトなどを進められてきたところですが、令和2年（2020年）10月には首相の所信表明で、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す、カーボンニュートラルの目標が宣言されました。

(2) 滋賀県の動向

県では、平成31年（2019年）3月に「第五次滋賀県環境総合計画」を策定し、目指すべき将来の姿を「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」とさせ、「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく人間が、「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点を取り入れ、「共生」、「守る・活かす・支える」、「協働」の三つの視点で「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を進められています。

令和2年（2020年）1月には、県内外の動きと協調し、令和32年（2050年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民、事業者等多様な主体と連携して取り組む「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメントキックオフ宣言をされました。

また、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とした「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）」を制定し「新たな課題への対応」として、気候変動の影響と考えられる事象への対応やプラスチックごみ問題の対応などが、位置付けられました。

③ 甲賀市の環境の状況

(1) 甲賀市の特徴と課題

① 地勢

甲賀市は、滋賀県の東南部に位置し、東部に連なる鈴鹿山脈を背景に、野洲川、榎川、大戸川沿いに平地が広がり、市域の約7割を占める森林は琵琶湖の水源涵養※1、水質保全、地球温暖化防止にも重要な役割を果たすなど、豊かな自然資源と自然環境に恵まれたまちです。

一方で、古くから街道が通る近畿圏と中部圏を結ぶ交通の要衝でもあり、現在は新名神高速道路や国道1号を中心に、人や物の広域交流拠点となっています。



② 自然環境

鈴鹿山脈や信楽山地を背景に、野洲川、榎川、大戸川、ササユリが自生する里山、緑豊かな田園が広がる自然環境は、甲賀市の貴重な財産です。

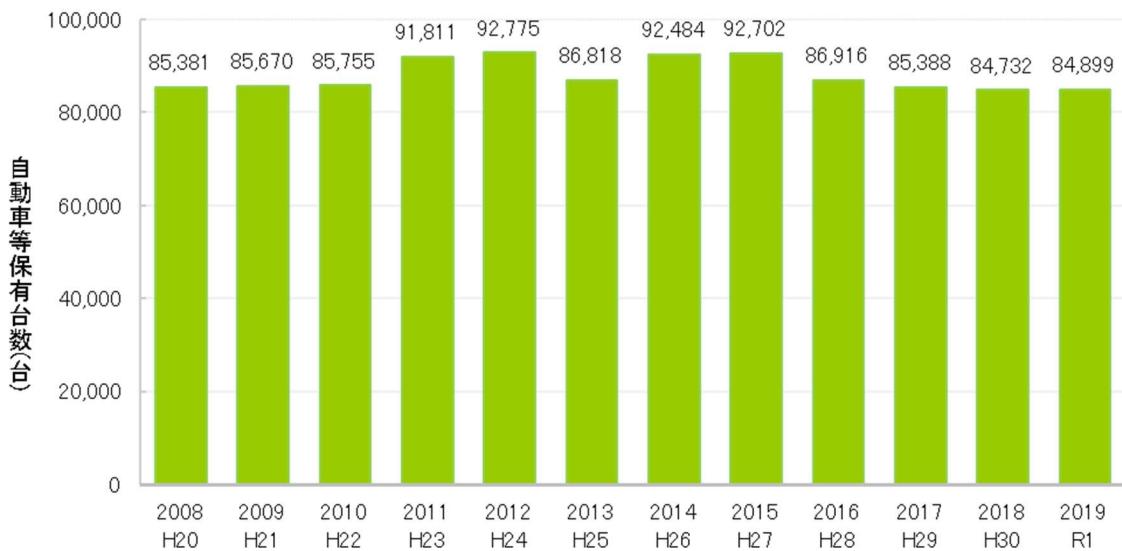
市内には水の張られた水田、除草されたあぜ、間伐された里山など、人々の暮らしと自然が調和した昔からの環境が残り、地域の自然環境を特徴づける希少な動植物が生息・生育しており、ノアザミ、ノウサギ、フクロウ、カワセミ、チュウサギ、メダカなどは市内一円で比較的よく見られます。一方で、市内が全国的に貴重な生息地のひとつとなっているカスミサンショウウオやカワバタモロコは、水環境の変化から見られる場所が限られてきています。また、市の花であり要注目種に指定されているササユリは、自生地が減少しつつあります。

※1 水源涵養

降雨時に河川などへの水の流出を軽減させる働き（洪水緩和）と、無降雨時に河川などへ水を安定的に供給する働き（渇水緩和）という二つの働きのことで、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割を持つ。

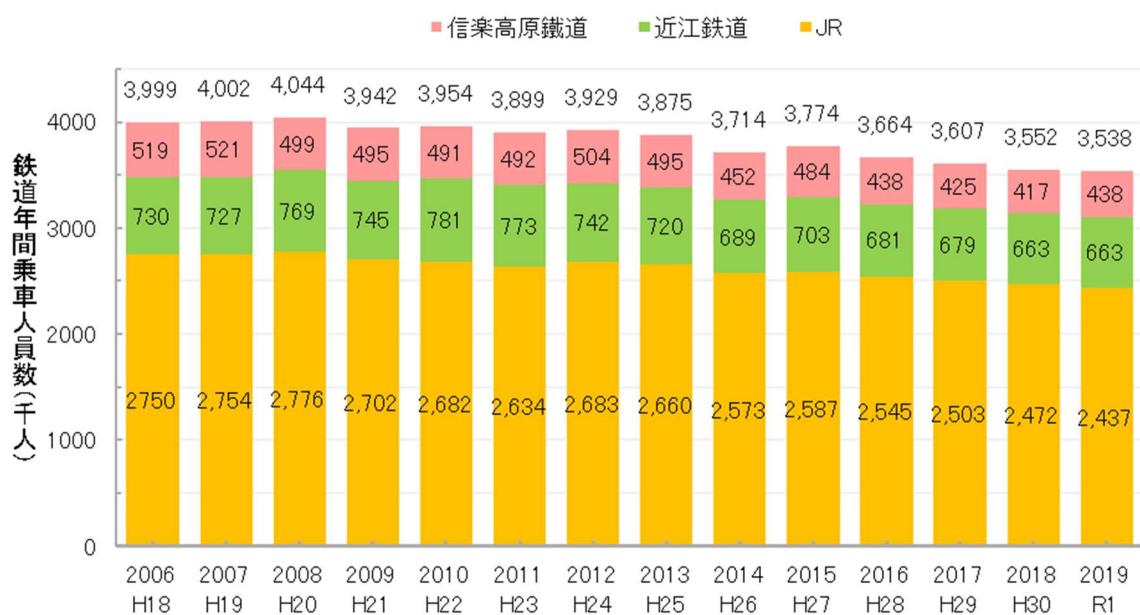
③ 交通の状況

本市における自動車等保有台数は、平成24年（2012年）をピークに減少していますが（図10）、ほぼ横ばいとなっています。一方、JR草津線、信楽高原鐵道、近江鐵道や帝産湖南交通、コミュニティバス・コミュニティータクシーなど市内を巡る公共交通の利用者数は、減少傾向となっています。（図11、図12）



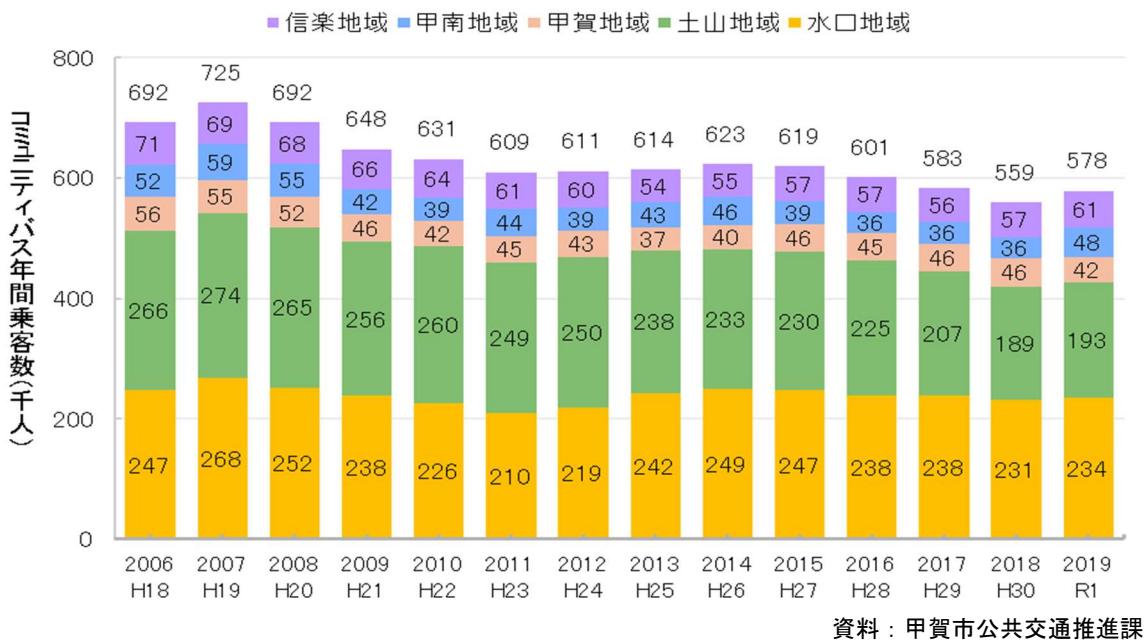
資料：近畿運輸局滋賀運輸支局、甲賀市税務課
※各年3月末現在

図10 甲賀市の自動車等保有台数の推移



資料：西日本旅客鐵道株式会社、甲賀市公共交通推進課

図11 甲賀市内の鉄道年間乗車人員数の推移



資料：甲賀市公共交通推進課

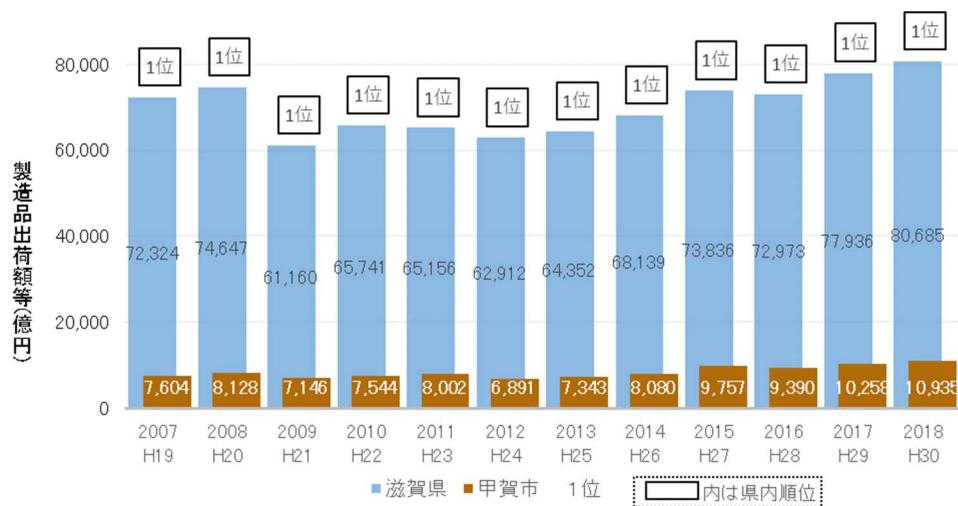
図 12 甲賀市内のコミュニティバス年間乗客数の推移

④ 産業の状況

市域の大部分を占める豊かな農地と森林のもと、稻作や茶を中心とした農業やヒノキなどの林業が発展してきましたが、従業者の高齢化や後継者不足等から遊休農地や放置された森林が増加し、農地や森林がもつ環境保全や災害防止機能が低下し、生態系にも影響が及んでいます。

商業については国道や幹線道路沿いに郊外型大型店舗の立地が進み、中心市街地の商店街は衰退しつつあります。

新名神高速道路や国道 1 号による交通アクセスの良さを活かし、市内にはものづくり企業をはじめ多くの企業が集積しており、甲賀市の製造品出荷額等は 13 年連続で滋賀県内 1 位となるなど（図 13）、活発な生産活動が行われています。こういった活力を維持しつつ、環境保全への取り組みについても進めていく必要があります。



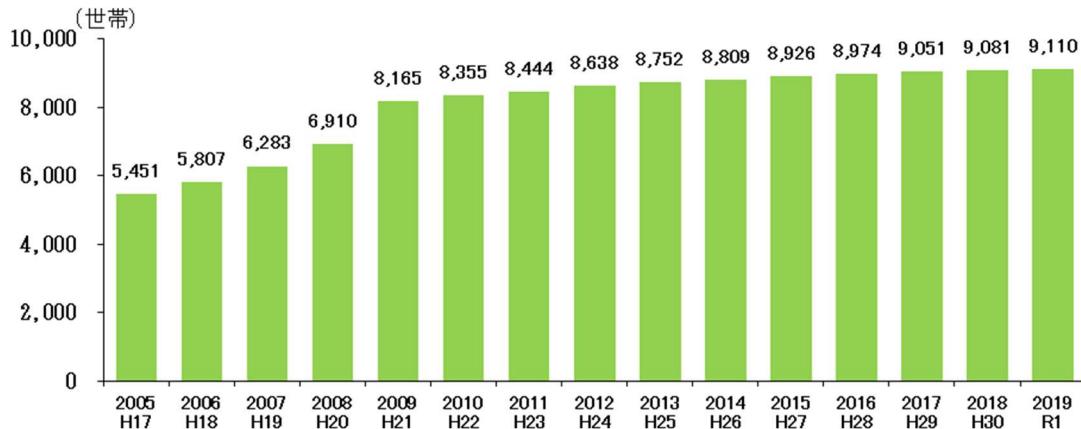
資料：工業統計調査

図 13 甲賀市の製造品出荷額等と県内順位の推移

⑤ 生ごみの堆肥化循環システムの定着

本市では、平成14年（2002年）4月に旧水口町において、モデル事業として生ごみ堆肥化循環システムの取り組みを開始し、平成16年（2004年）10月から全市展開を始めました。

令和元年度（2019年度）の参加世帯は、9,110世帯で少しづつ増加しています。（図14）



資料：甲賀市の環境概要（令和元年度版）

図14 生ごみ堆肥化システム参加世帯

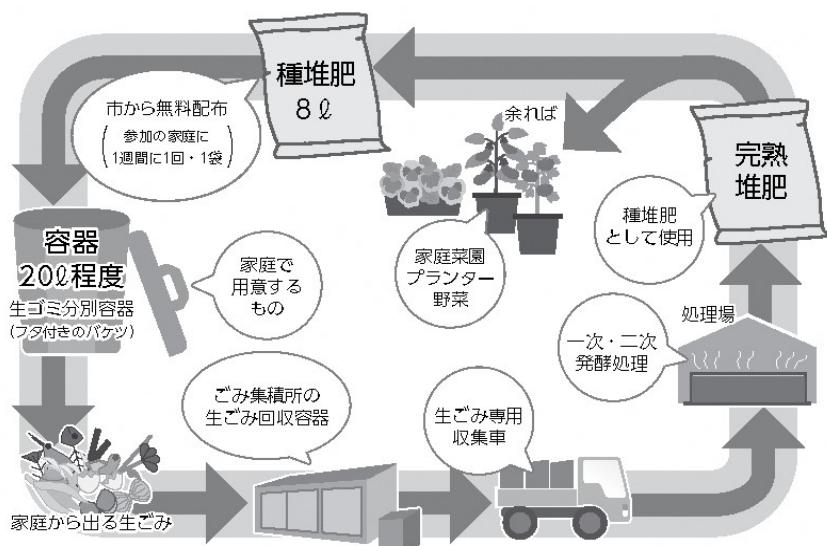
生ごみ堆肥化循環システム

甲賀市では、家庭から発生する生ごみを分別回収することで、可燃ごみを減らす「生ごみ堆肥化循環システム」に取り組んでいます。

生ごみの中には多くの水分が含まれているため、焼却時に多くのエネルギーを消費します。

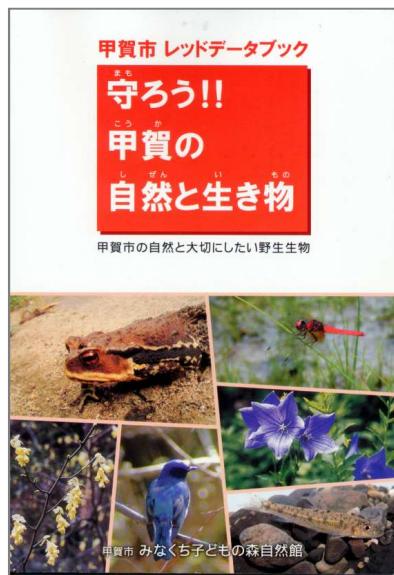
生ごみを堆肥化することで、①ごみの減量、②二酸化炭素の発生抑制、③化石燃料の消費抑制といった効果があり、この取り組みは全国的に注目されています。

- 容器の底に種堆肥を2cm厚ほど敷きます。
- 1日分の生ごみを水切り後、容器に入れます。
- 生ごみが隠れる程度（約1cm）の厚さに種堆肥をかぶせます。
- 2と3をくりかえします。
- 収集日に集積所にある専用回収容器に中身を入れます。



⑥ レッドデータブック^{*1}の作成による自然を守る取り組み

甲賀市では、地域の自然環境の状況を明らかにし、野生生物を保全するため、平成19年（2007年）に、「甲賀市レッドデータブック～守ろう！！甲賀の自然と生き物～」を県下で2番目に作成しました。生き物の生息・生育状況の変化に対応するため、平成29年（2017年）には、「甲賀市レッドリスト^{*2}2017」を作成しています。



⑦ 環境関連団体の減少

甲賀市内でも団体や個人により、環境美化や自然保護などの環境保全の取り組みが積極的に行われてきましたが、会員の高齢化や後継者不足から、平成27年度（2015年度）に核となる環境ネットワークが解散し、既存団体の事業も縮小していることから、人材育成や環境意識の高揚に努めていく必要があります。

*1 レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与える要因等の情報を記載した図書である。昭和41年（1966）年にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってこれに準じるもののが多数作成されている。

*2 レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物のリストで、IUCN（国際自然保護連合）が発表している。日本では、環境省が独自のレッドデータブック及びレッドリストを作成しており、甲賀市でも平成19年（2007年）に作成し、平成24年（2012年）、平成27年（2017年）に見直しを行っている。

(2) 市民の環境意識

市民の環境に関する意識や考え方、また平成28年（2016年）の意識調査との変化を把握するため令和2年（2020年）に市民意識調査を実施しました。

主な結果は次ページ以降に示します。

表1 意識調査の実施概要

〔令和2年 市民意識調査〕

市民	
調査対象	市内在住の16歳以上の男女・個人
調査標本数	3,000人
標本抽出法	層化二段無作為抽出法 (抽出台帳:住民基本台帳、旧町5地域別)
調査方法	郵送配布・郵送回収またはインターネットによる回答
調査時期	令和2年9月1日～9月15日
有効回答数	1,368件(45.6%)

〔平成28年 市民意識調査〕

	市民	児童	事業所
調査対象	市内在住の16歳以上の男女・個人	市内全小学5年生(22校) 市内全中学2年生(6校)	市内に立地する事業所 (甲賀市工業会全会員)
調査標本数	2,000人	—	82社
標本抽出法	層化二段無作為抽出法 (抽出台帳:住民基本台帳)	—	—
調査方法	郵送配布・回収	各学校で実施(授業等)	メール送付、 メールまたはFAX回収
調査時期	平成28年1月25日～2月10日	平成28年1月25日～2月10日	平成28年1月22日～2月10日
有効回答数	785件(39.3%)	1,637件	30件(36.6%)

市民意識調査の概要

近年の環境の変化



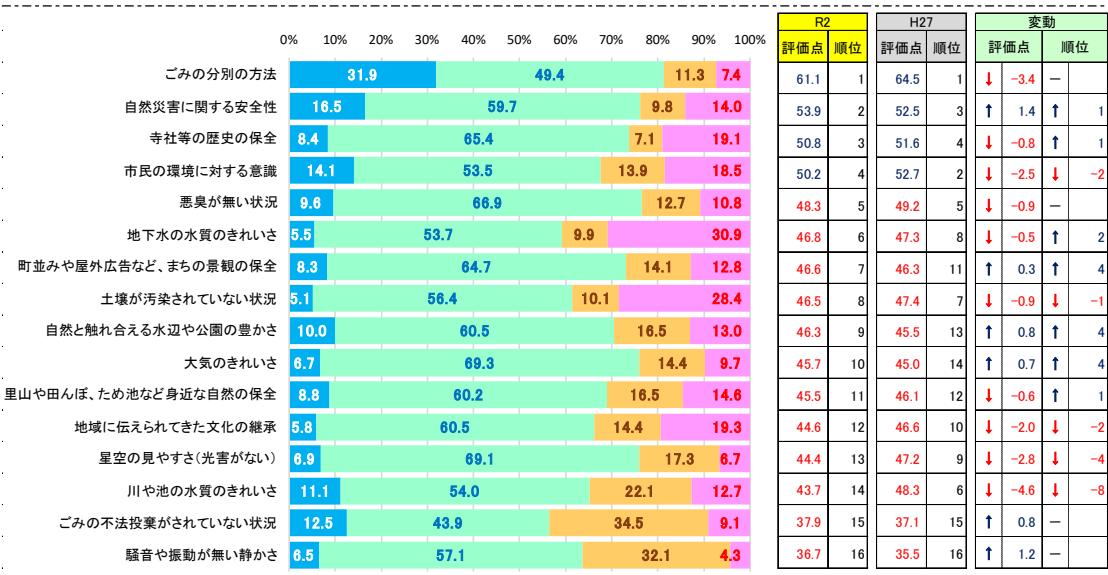
(良くなった点)

- ごみの分別方法
- 自然災害への安全性
- 寺社等の歴史保全



(悪くなった点)

- 騒音や振動
- ごみの不法投棄
- 川や池の水質



※評価点は、「よくなつ」=100点、「変わらぬ」=50点、「悪くなつ」=0点で加重平均したもの

資料：環境に関する市民意識調査(令和2年度実施)

環境に対する満足度



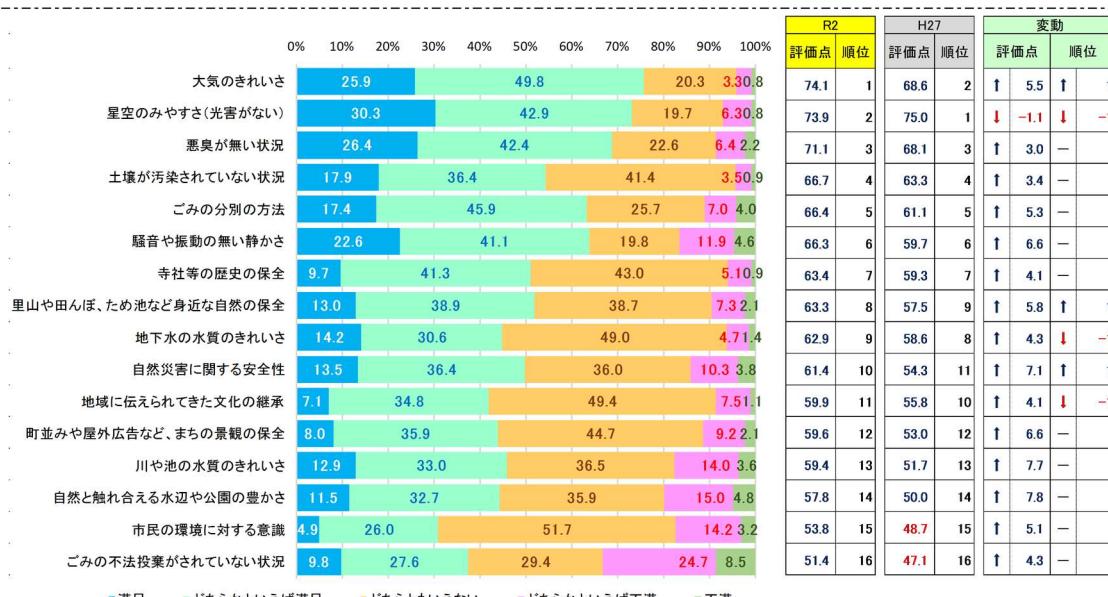
(満足度が高い点)

- 大気のきれいさ
- 星空の見やすさ
- 悪臭がない
- 土壌汚染がない
- ごみの分別状況



(満足度が低い点)

- ごみの不法投棄
- 市民の環境に対する意識
- 自然と触れ合える環境
- 水のきれいさ
- まちの景観



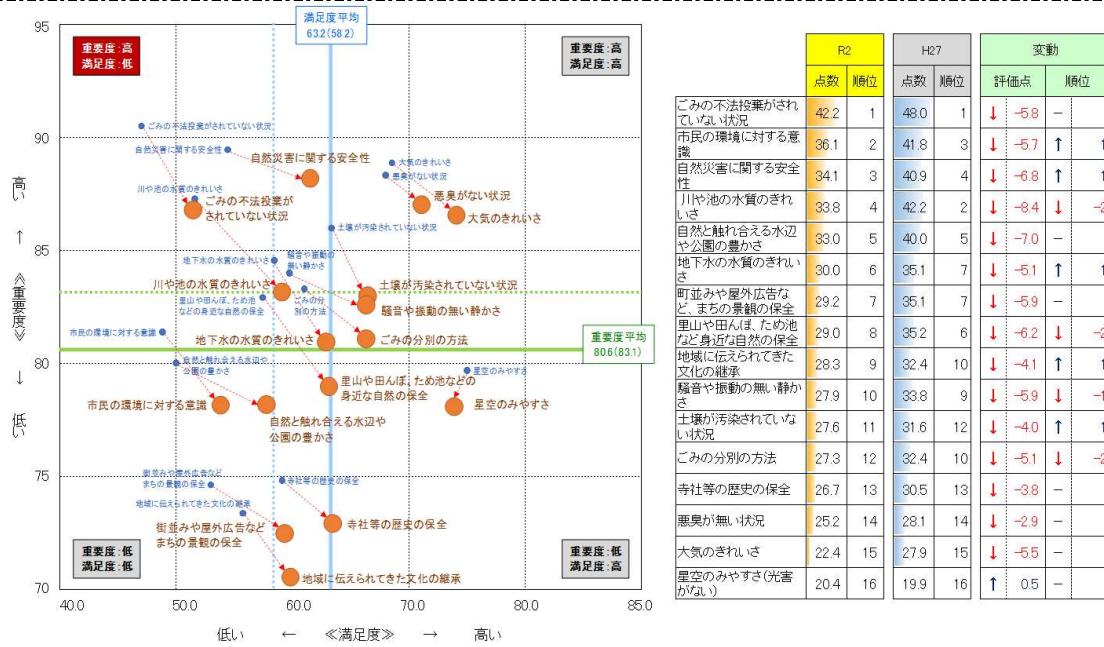
※評価点は、「満足」=100点、「どちらかといへば満足」=75点、「どちらともいえない」=50点、「どちらかといへば不満」=25点、「不満」=0点で加重平均したもの

資料：環境に関する市民意識調査(令和2年度実施)

環境に対する市民のニーズ

- ・不法投棄がない環境
 - ・自然災害への安全性
 - ・自然と触れ合える水辺や公園の豊かさ

- ・市民の環境に対する意識の向上
 - ・川等の水質のきれいさ

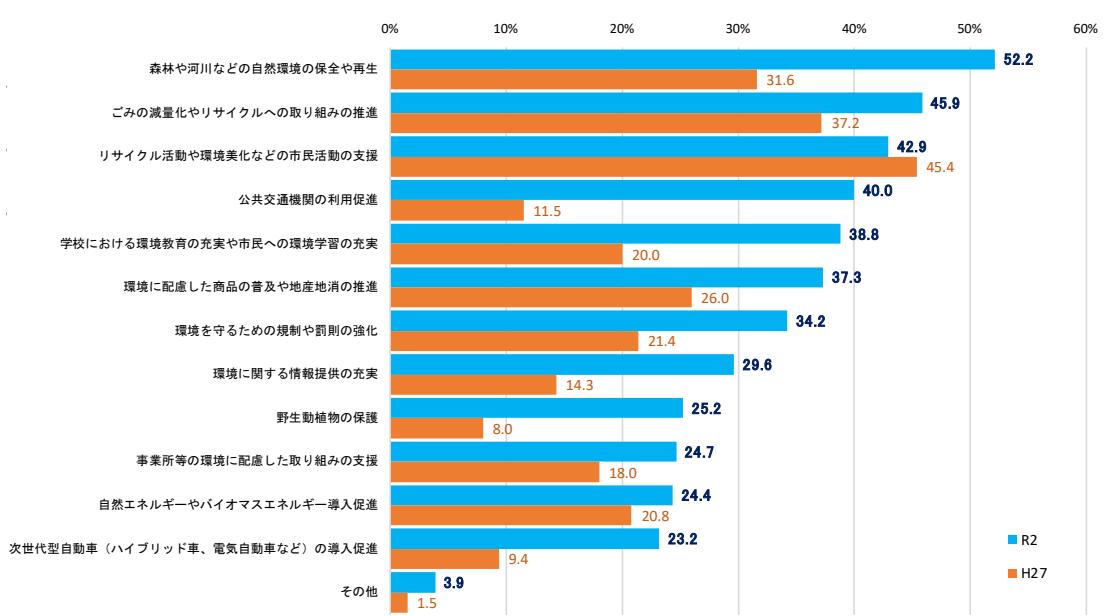


資料：環境に関する市民意識調査(令和2年度実施)

市に取り組んでほしい施策

- ・自然環境の保全や再生
 - ・市民や事業者の環境活動の支援
 - ・環境教育・学習の充実
 - ・環境を守るための規制や罰則の強化

- ・ごみ減量化やリサイクル促進
 - ・公共交通機関の利用促進
 - ・環境配慮商品の普及・地産地消推進
 - ・環境に関する情報提供



※回答数について:平成27年調査は「3つまで」／令和2年調査は「いくつでも」

4 第1次甲賀市環境基本計画の成果・課題

第1次甲賀市環境基本計画では、目指す環境像として掲げた「未来につなぐ美しい甲賀」の実現に向けて、「自然分野」「まちにくらす分野」「資源とごみ分野」と全てに「共通する分野」の4分野に分けてプロジェクトを定め、施策に取り組んできました。

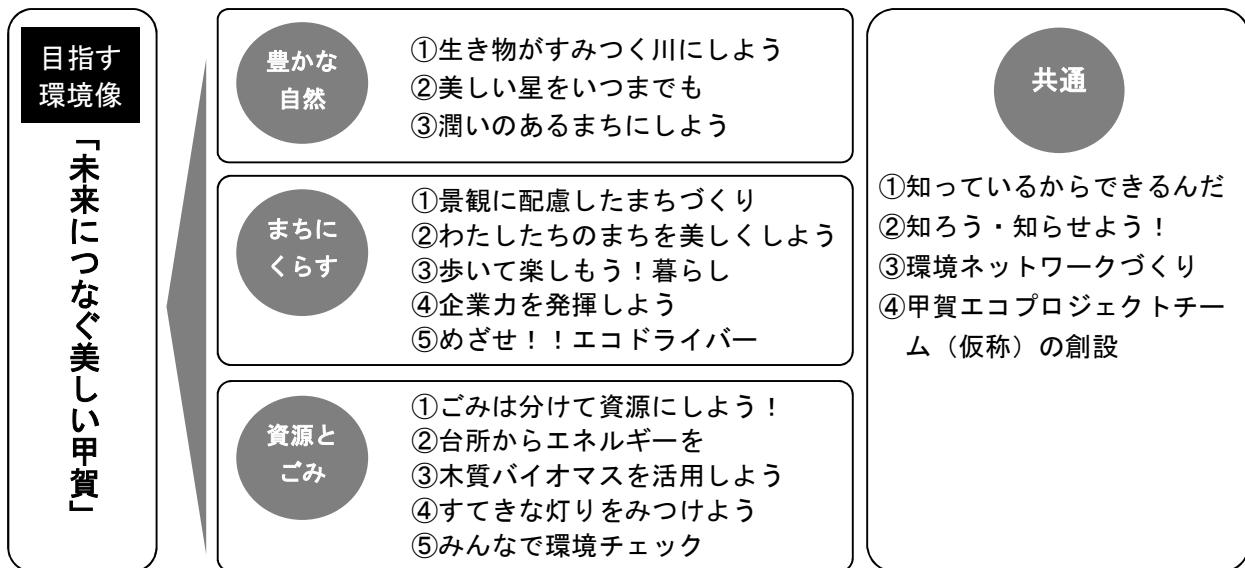


図15 第1次甲賀市環境基本計画における環境像とプロジェクト

各事業の実施状況等から4つの分野ごとの成果と課題を示します。

I 豊かな自然

「甲賀市レッドリスト」を見直し、生態系の保全に努めるとともに、市民に種苗を配布し、緑のカーテンの普及を行いました。今後は、市内に生息する希少種等の生息・生育環境を保全するとともに、自然と共生できる生活環境を整える必要があります。

II まちにくらす

甲賀市景観条例（平成24年4月）や甲賀市屋外広告物条例（平成27年12月）を施行し、景観に配慮したまちづくりを進めており、また、目標には至らなかつたもののまち美化活動の登録数は年々増加しており、新規立地企業等への環境保全協定の締結も進めています。今後は、多様な主体の保全活動への参画を促進するとともに、自動車利用を抑制し、低炭素社会を進める必要があります。

III 資源とごみ

平成21年（2009年）から廃プラスチック回収を進めており、また、目標には至らなかつたものの生ごみ堆肥化システム参加世帯数は増加傾向にあります。太陽光発電についても個人での導入や企業の参入が進んでいます。今後は木質バイオマス※1をはじめとする新たな再生可能エネルギーの導入についても進めていく必要があります。

IV 共通

広報紙やホームページでの情報提供を進めるとともに、定期的に環境学習会を行い参加者アンケートによるニーズ把握に努めました。今後は、次代を担う環境人材の育成や環境ネットワークづくりへの支援を進める必要があります。

※1木質バイオマス

バイオマスのうち、木や森林資源に由来するもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

第2次甲賀市環境基本計画前半の取り組みと課題

第2次甲賀市環境基本計画期間前半では3つの基本方針に基づく取り組みを進めてきました。その取り組みから今後の課題を示します。

その一 「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」

「木の駅プロジェクト推進事業」や「世代をつなぐまごと保全向上対策事業」など、林地残材の活用や森林・農地・里山の保全に向けた取り組みを行うことができた。

一方で、森林・農地・里山の保全にかかる後継者の不足も表面化してきていることから、継続した森林・農地・里山の保全に向けた取り組みを行うと共に、地域資源の有効活用に繋がる活動の活性化が必要です。

その二 「地球環境への優しさが溢れるまち」

「電気自動車充電スタンド設置事業」や「生ごみ堆肥化事業」など、再生可能エネルギーの普及や4Rの推進に向けた取り組みを行うことができた。

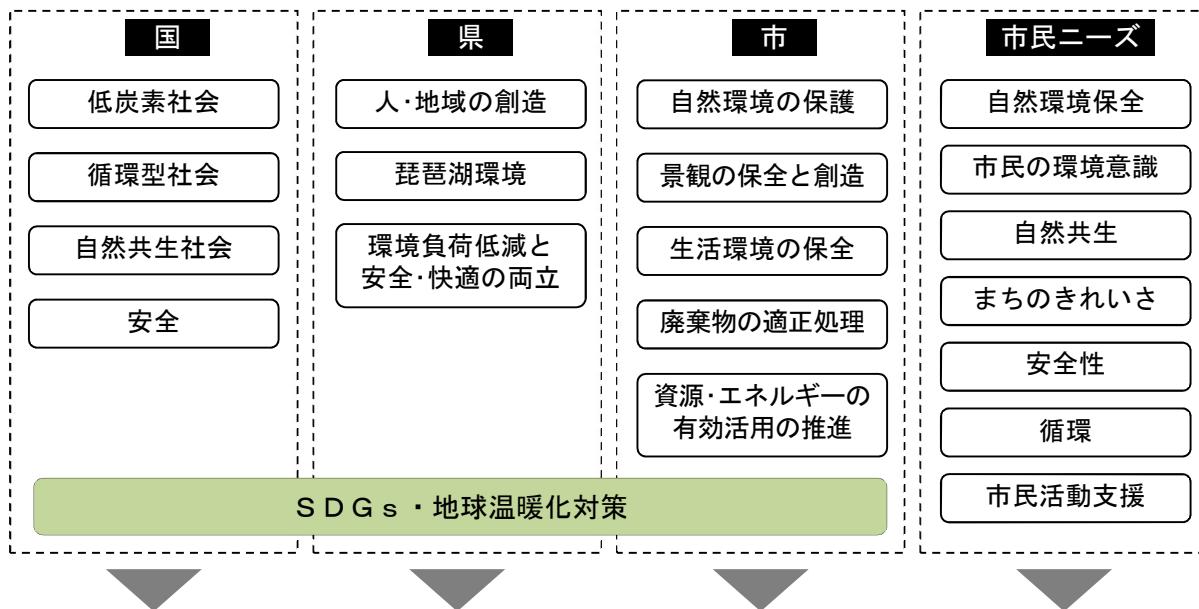
「生ごみ堆肥化事業」の参加者は微増となっているが、参加者の増加に向けた取り組みと再生可能エネルギーの普及に向けた更なる取り組みが必要です。

その三 「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」

「広報媒体による情報提供」や「みなくち子どもの森における環境学習」など、環境意識の高揚に向けた取り組みを行うことができたが、新型コロナウイルス感染症により、生活の様式が一変する中、個人の意識やイベントの在り方も変化しており、ウイズコロナ・アフターコロナを意識した情報発信の検討と環境にやさしいライフスタイルへの変換が必要です。

6 甲賀市の環境特性

国・県の方向性や、第2次甲賀市総合計画における将来像や目標、市民等アンケートより抽出したキーワードを整理しました。



(1) 豊かな自然環境の保全「自然と共生できる社会」

キーワード：生物多様性、森林、農地、水環境、身近な緑地、水辺空間

(2) 快適な生活環境の保全「安心・快適に暮らすことができる社会」

キーワード：騒音、振動、大気、化学物質、緑化、景観、環境美化、悪臭

(3) 低炭素社会の推進「温室効果ガスが出ない社会」

キーワード：省エネルギー、再生可能エネルギー、地球温暖化

(4) 循環型社会の推進「環境負荷が少ない社会」

キーワード：ごみ排出抑制、再資源化、資源循環、不法投棄

(5) 環境と共生する行動の拡大「環境を考えて行動する社会」

キーワード：環境教育、環境保全活動、自然体験、環境保全視点での社会・経済活動



1 目指すべき甲賀市の環境像

目指すべき甲賀市の環境像を次のように定めます。



自然に学び、自然を生かし、自然とともに暮らした先人の生活の知恵を受け継ぎ、自然と共生しながら、うるおいのある豊かな自然を、誇りを持って未来の世代につないでいく、甲賀流の環境まちづくりを目指します。

2 環境像を実現するための基本方針

甲賀市の環境像の実現に向けて、3つの基本方針を定め、施策を展開していきます。



その一 「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」

森林から里山、里地へとつながる豊かな自然環境は、国民の財産である琵琶湖の水源涵養、水質保全に重要な役割を果たすとともに、市民の暮らしにも多くの恵みをもたらしています。森林や農地の多面的機能を保全し、里地・里山、農地、水辺など地域の自然環境を特徴づける動植物が生息・生育できる美しい自然環境を人の手によって良好な状態に保全し、まちなかの水辺や緑を豊かにするとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの環境汚染の未然防止に努めつつ、安心・安全な生活環境の確保を図り、自然と共に快適に生活できるまちづくりを進めます。



その二「地球環境への優しさが溢れるまち」

省エネルギー技術の導入や環境にやさしい生活スタイルへと見直すことでエネルギー効率を高めるとともに、市内に豊富に存在する木質バイオマスエネルギーをはじめとする再生可能エネルギーの導入を進めます。また、4 R^{※1}（リデュース、リユース、リサイクル＋リファーズ）の推進によりごみの排出抑制を進め、低炭素・循環型のまちづくりを進めます。



その三「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」

環境教育や環境学習を充実し、環境意識の向上を図ることで、市民や事業者、行政が、それぞれの立場で環境を意識し、環境に配慮した行動ができるようになるとともに、それがネットワークとして相互につながり、環境保全の視点がベースにあるまちづくりを進めます。

※1 4 R

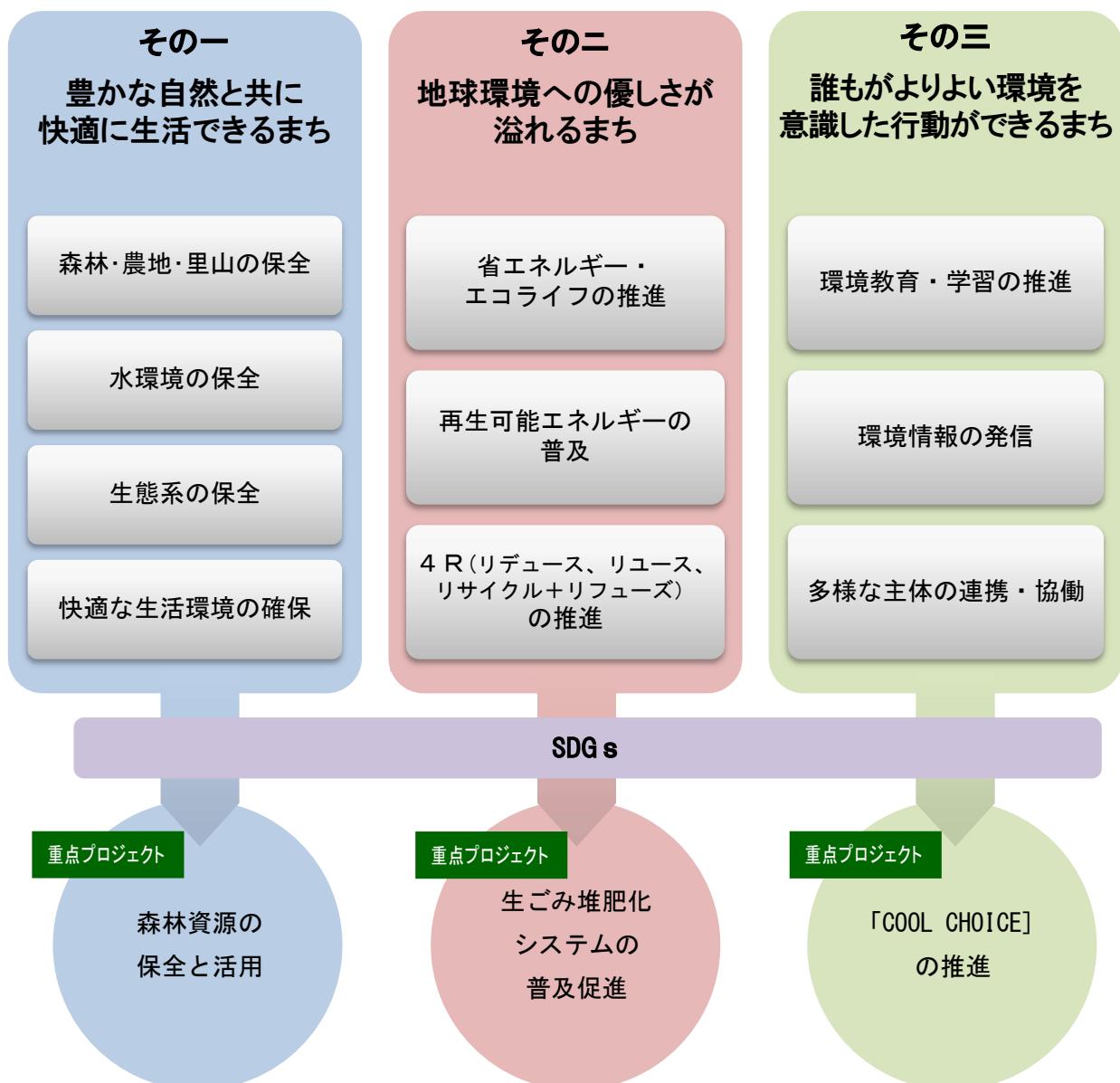
リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle 再生と利用）に加え、リファーズ（Refuse （購入を）拒否する）の4つの英語の頭文字「R」をとって「4 R」という。国は3 R（リデュース、リユース、リサイクル）、県は2 R（リデュース、リユース）を推進している。

第4章 基本方針に基づく取り組み



目指すべき環境像の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、8年間で推進する施策を展開します。

その中で、3つの基本方針をけん引するため、特に重点的に進めていくべき施策を重点プロジェクトに位置付け、SDGsの17の目標やアフターコロナを意識しながら、新たな視点から「新しい豊かさ」の追求に向けた取り組みを推進していきます。





豊かな自然と共に快適に生活できるまち

1. 森林・農地・里山の保全



① 森林の保全と活用

重点プロジェクト



森林の計画的な間伐等を進め、水源涵養機能等を高めるとともに、病害虫の防除や野生鳥獣被害対策に努めます。また、利用されずにいた間伐材を出荷し、資源が地域内で循環する仕組みを目指す「木の駅プロジェクト」等を推進し、地域の活性化とともに森林の保全を進めます。

② 農地の保全と活用

獣害対策の充実や農作物等被害の低減により、農業経営の安定を図るとともに、農業の担い手を育成することで、増加する耕作放棄地の拡大防止や再生、活用を進め、農地の保全に努めます。また、安心・安全な環境こだわり農産物の生産を促進するとともに、地産地消^{※1}に努め、甲賀市産農作物の価値を高めます。

また、田舎暮らしや農林水産業体験などの都市農村交流により、地域の魅力づくりや活性化を進めます。

③ 里山の保全と活用

生物多様性をもたらし、美しい自然景観を形成する里山の維持管理を通じて、自然とふれあい、自然を学ぶとともに、甲賀市らしい景観の保全に努めます。

2. 水環境の保全



① 水辺環境の保全・活用

環境保全に配慮した河川や河川公園の適切な維持管理に努め、安心安全な親水空間としての水辺の活用を更に進めることで、良好な水辺環境の保全・活用を図ります。

② 水質の保全

生活排水対策や工場等排水対策により、河川等の水質保全に努めるとともに、定期的な水質調査による監視を行います。また、水源である森林の適正な整備に努め、水田からの濁水の流出を防ぎ、環境こだわり農業を進め、良質な水域を守ります。

③ 水循環機能の保全

雨水の有効利用などの節水対策の周知・啓発により、市民や事業所の節水意識の向上を図り、水循環機能を保全します。

※1 地産地消

地域生産・地域消費の略。地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつけ、省エネルギーにも貢献する取り組み。

3. 生態系の保全



① 動植物の保全

甲賀市レッドリストを保護・保全すべき野生生物や自然環境の基礎資料として活用しながら、種の多様性の保全に努めます。

② 有害鳥獣対策・外来種対策の推進

有害鳥獣対策を推進するとともに、生物多様性を脅かし、生態系に大きな影響を与える特定外来生物の駆除を行い、日本固有種を守ります。

③ 自然保護

無秩序な開発や景観の破壊を関連法令により規制し、自然公園施設等の適正管理を進め、自然保護に努めます。

4. 快適な生活環境の確保



① 公害の防止

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・光害等の公害を防止するため、事業所への環境規制の遵守を促し、環境監視（水質調査・大気調査・騒音調査）体制の強化を図り、公害の発生防止に努めます。

② 緑化の促進

緑の募金活動による森林整備を進めるとともに、緑化推進事業（苗木の配布）などによる緑化や緑のカーテンの普及で、まちなかの緑化を進め、潤いのある生活環境を創出します。

③ まちの美化の推進

まち美化活動等により、まちを美しくすることで、ごみの不法投棄対策を進めるとともに、生活環境に悪影響を及ぼす空地及び空家等の適正管理を図るよう所有者等へ働きかけます。

④ 景観形成

甲賀市の良好な景観を保全、形成するため、景観に配慮したまちづくりを進めます。

1. 省エネルギー・エコライフの推進



① エコカーの普及・エコドライブの推進

電気自動車等の充電設備の整備を推進し、エコカーの普及を促進するとともに、エコドライブの普及により環境にやさしい運転を広めます。



② 公共交通の利用促進

ダイヤ改正等によりコミュニティバスの利便性を高めるとともに、公共交通フリー乗車券の販売や駅前レンタサイクルの整備、駅前駐車場・駐輪場の整備により利用環境を高めるとともに、JR草津線複線化に向けた取り組みなどを進め、公共交通の利用促進に努めます。

③ 地産地消の促進

学校給食や飲食店、家庭において、甲賀市産食材の使用を促進するなど、地域生産物の地産地消に努めます。

④ 環境に配慮したものづくりの推進

事業場における環境技術の導入や省エネルギー機器の導入を促すとともに、廃棄時の省エネルギーに配慮したものづくりを進め、環境に配慮した事業活動を推進します。

2. 再生可能エネルギーの普及



① 木質バイオマス、太陽光エネルギー、地中熱利用(新庁舎)、小水力発電※1の普及促進



従来からの太陽光利用に加え、森林資源を活用する薪ストーブや、バイオマスボイラー等の普及促進を図ります。また、市庁舎に太陽光発電や地中熱利用設備を導入するなど、公共施設に率先して設備の導入を図るとともに自然環境や自然災害、景観に配慮した再生可能エネルギーの普及を進めます。更に、小水力発電などあらゆる再生可能エネルギーの導入についても検討を進めます。

② クリーンエネルギー自動車等の普及

クリーンエネルギー自動車※2の公用車への導入を推進するとともに、充電インフラ設備等の環境整備により、クリーンエネルギー自動車の普及を進めます。

③ 市民や事業者と連携した新エネルギーの普及促進

市民団体や民間事業者との連携により、新エネルギーの普及を進めます。

④ 廃棄物エネルギーの推進

RPF(廃プラスチック由来燃料)の製造・販売を更に推進するとともに、廃棄物処理から得られるエネルギーの活用を進めます。

※1 小水力発電

一定の水量と水位差（有効落差）があれば発電可能な小規模発電システムで、概ね出力10,000kW以下のもの。河川の流水だけでなく、上下水道や農業用水などに水車を設置することでも発電可能で、自然の生態系への影響も小さい。

※2 クリーンエネルギー自動車

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車など

3. 4R（リデュース、リユース、リサイクル＋リフューズ）の推進



① 生ごみ堆肥化システムの更なる普及

重点プロジェクト

未導入地域において、生ごみ堆肥化システムの新規導入を積極的に呼びかけ、さまざまな機会を活用してシステムの周知などを行い、参加世帯数を増やすことで可燃ごみを減らします。

② ごみの減量とリサイクルの推進

ごみ分別の更なる推進を行うとともに、廃油の回収等を進め、リサイクル（再資源化）を図ります。また、レジ袋やプラスチック製品の削減や食品ロス削減の啓発を行うことで、ごみの発生抑制に努めます。

③ 製造・流通過程での廃棄物の削減

製造・流通過程での食品ロスの削減を進めるとともに、資源の計画管理、再利用の推進、廃棄物の発生・排出抑制に努め、資源リサイクル（再資源化）を推進します。

④ 不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、早期発見、早期回収に努めるとともに、警告看板の設置や監視により予防対策を進めます。

⑤ ごみの適正処理

ごみ事典や、ごみカレンダー等により市民への周知・啓発を進めます。また、A I チャットボット※1などI C Tを活用したごみの分別案内などの取り組みにより、ごみの適正処理に取り組む市民意識を高めます。

※1 A I チャットボット

AI（人工知能）を利用して自動的に会話を行うプログラムのこと。

1. 環境教育・学習の推進



① 環境学習の充実

みなくち子どもの森における環境学習や自然体験活動を通じて、自然に親しみ学ぶ機会を提供し、自然への理解を促進します。また、みなくち子どもの森自然館において自然史資料の収集・調査を進めます。

② 学校での環境教育の推進

学校教育における地域環境学習や自然体験活動を進め、子どもたちが環境を学ぶ機会を拡大するとともに、子どもを通じた保護者への啓発を進め、市民の環境意識を高めます。

③ 環境リーダーの育成

区自治会や自治振興会、市民活動団体等との連携を図りながら、環境保全にかかる市民活動を促進し、環境リーダーの育成につなげます。

2. 環境情報の発信



① 広報媒体による情報提供

広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブックをはじめとする公式SNSなど、多様な情報媒体・情報ツールを活用して、広く環境情報の発信に取り組み、市民の環境意識の醸成に努めます。

② 環境イベントの開催

環境イベントや講演会などを開催し、楽しみながら環境について考える機会を提供しながら、集客イベントや集客施設での啓発や市民の環境意識向上に取り組むと共に、様々な媒体を活用した環境イベントの在り方について研究します。

③ 公共事業・公共施設での積極的な取り組み

公共事業や公共施設において、4Rの推進、省エネ推進、再生可能エネルギーの導入、省エネ設備の導入、クリーンエネルギー自動車の導入等を率先的に取り組みます。

④ 環境報告書の作成

環境基本条例に基づき、市の環境の現状や環境に関する施策等に関する環境報告書を作成し、市民への情報公開を行います。



3. 多様な主体の連携・協働



① 「COOL CHOICE^{*1}（賢い選択）」の推進

重点プロジェクト

新しい豊かさの追求に向け、「COOL CHOICE（賢い選択）」の啓発に努め、食品ロスの削減など市民や事業者に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、市民、事業者、行政が一体となってCO₂など温室効果ガス削減の取り組みを進めます。

② 市民活動団体、各種団体、事業所、県、近隣自治体との連携

市民、市民活動団体、各種団体、事業者、行政がそれぞれの責務を果たすとともに、各主体の相互連携の強化により、よりよい環境形成に取り組みます。また、環境問題は市域を超えて影響を及ぼすことから、滋賀県や近隣自治体と広域的な連携を図ります。

③ 環境保全協定の締結

環境保全を市内立地企業とともに進めるため、環境保全協定の改定を推進するとともに、環境保全協定の意義と内容の周知徹底を図り、新たな締結に努めます。



*1 COOL CHOICE（賢い選択）

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26.0%削減するという政府の目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。国民が一丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して、広く国民に呼びかけている。

目標指標

基本方針に基づく取り組みの成果を把握するため、目標指標を定めます。

目標指標は、取り組みの成果を総合的にあらわすことができる以下の4つの指標とします。

温室効果ガス排出量

基準値 (H25)	実績 H29	目標値 R3
1,049.8 千 t-CO ₂	951.6 千 t-CO ₂	822.5 千 t-CO ₂

※H25 年比で R12 年に 46% 削減を目指す国の方針から、その 17 年間の平均年間削減割合を 2.71% (46% ÷ 17 年) と設定した。※今後、国の施策展開や動向を注視しながら、必要に応じて目標値を見直す。

1人1日当たりのごみ排出量（家庭）

基準値 (H27)	実績 R1	目標値 R5
579 g /人・日	606 g /人・日	566 g /人・日

※R5 の目標値は第 3 次甲賀市一般廃棄物処理基本計画と整合を図っている。

リサイクル率（家庭）

基準値 (H27)	実績 R1	目標値 R5
25.4%	20.8%	23.4%

※R5 の目標値は第 3 次甲賀市一般廃棄物処理基本計画と整合を図っている。

生活排水処理率（水洗化率）

基準値 (H27)	実績 R1	目標値 R5
82%	88.3%	90.5%

※R5 の目標値は第 2 次甲賀市総合計画と整合を図っている。

また、3つの重点プロジェクトについても、目標指標を定め達成に向け、事業を進めていきます。

基本方針その一 豊かな自然と共に快適に生活できるまち

森林・農地・里山の保全

目標指標：山林より搬出される原木（丸太）の生産量

※成長期に多くのCO₂を吸収した原木（丸太）を建築物として活用することで、原木にCO₂を留めるとともに、伐採後の植林により、継続したCO₂吸収を目指す。

	<u>H27</u>	<u>R1</u>	<u>R5</u>
基準値	9,038 m ³	→ 目標値 12,000 m ³	→ 目標値 13,500 m ³
実績値	12,712 m ³		

※滋賀県甲賀森林整備事務所の素材生産量集計データを基に、林業振興課と協議し設定

基本方針その二 地球環境への優しさが溢れるまち

4R（リデュース、リユース、リサイクル＋リフューズ）の推進

目標指標：生ごみ堆肥化システム参加世帯

	<u>H27</u>	<u>R1</u>	<u>R5</u>
基準値	8,926 世帯	→ 目標値 10,000 世帯	→ 目標値 10,300 世帯
実績値	9,110 世帯		

※年間300世帯以上の新規参加を目標とし設定。

基本方針その三 誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち

多様な主体の連携・協働

目標指標：COOL CHOICEの認知度（アンケートで把握）

	<u>H28</u>	<u>R1</u>	<u>R5</u>
基準値	6.5%	→ 目標値 35%	→ 目標値 35%
実績値	25.1%		

※基準値はアンケートで把握した数値。目標値は3人に1人以上の認知度を目指す。



① 計画推進の仕組み

本計画の推進にあたって、市民・事業者・行政（市）がそれぞれ主体的に行動するとともに、適切に協働、連携しながら取り組みます。

(1) 市民の役割

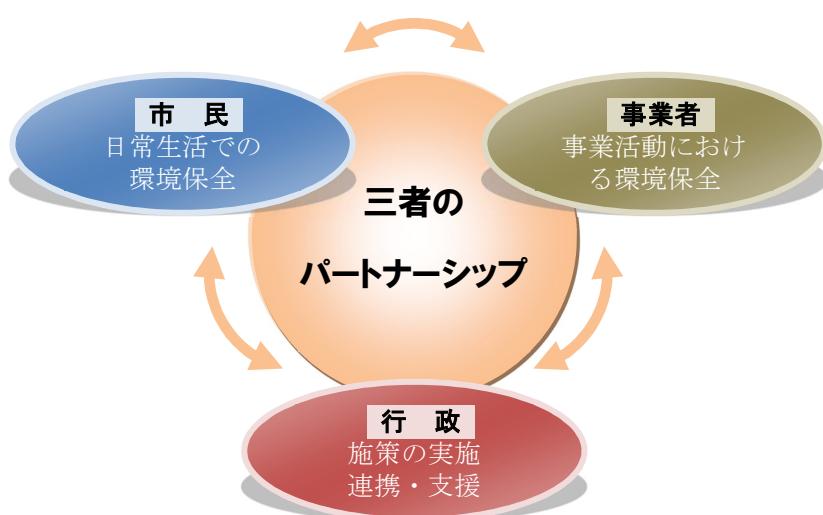
市民は、行政（市）の環境施策に協力するとともに、日常生活の中で、一人ひとりが環境を意識した行動を行うように心がけ、環境保全に取り組みます。

(2) 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を心がけるとともに、市民や行政（市）と協力し、環境保全活動を積極的に実施します。

(3) 行政（市）の役割

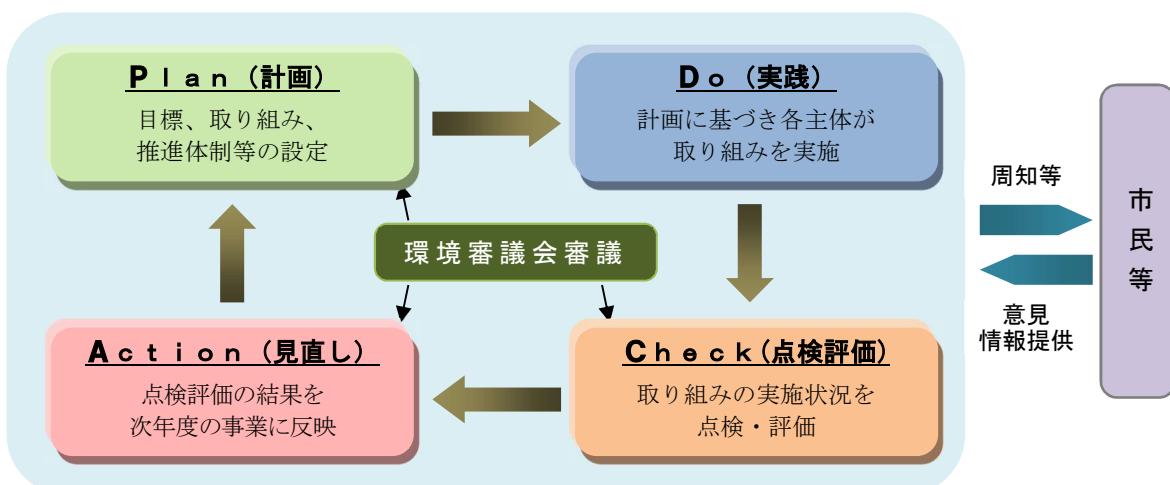
行政（市）は、環境保全に関する施策を推進するとともに、市民や事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むことができるよう、支援と啓発に努めます。



② 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、市民等からの意見を踏まえ、環境審議会でP D C Aサイクルによる進行管理を行います。結果は、市ホームページ等で広く周知します。

進捗については、毎年度実施する事業評価により実施状況の点検や評価を行うとともに、中間年において、市民意識調査等により目標指標の達成状況の把握を行います。



第2次甲賀市環境基本計画【改訂版】

令和3年10月

甲賀市 市民環境部 生活環境課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL. 0748-69-2144 FAX. 0748-63-4582